

令和7年度 第11回  
青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和7年7月16日（水）午後2時  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第11回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会期 令和7年7月16日（水）午後2時から午後4時まで

場所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日程

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

（1）委員の改選について

4 協議事項

（1）各地区の再編案について

ア 全体イメージについて

イ 南部地区の再編案について

ウ 東部1地区の再編案について

エ 東部2地区の再編案について

5 その他

6 閉会

.....

出席者	会長	大野容義	委員	和田智子
	委員	和田孝	委員	榎貴久
	委員	山崎尚史	委員	島崎光政
	委員	田中明子	委員	関塚桂子
	委員	平岡孝	委員	浅原葉子
	委員	神山典久		

事務局	学校教育部長	谷合一秀	学務課長	山田浩之
	総務部施設担当部長	山本綱二	指導室長	宇野賢悟
	企画政策課長	野村正明	教育指導担当主幹	鈴木章郎
	子育て応援課長	濱野剛	教育総務課施設係長	中村好宏
	市民活動推進課長	芥川純一郎	教育総務課主査	星野聰史
	教育総務課長	榎戸智	教育総務課	佐野円香

【事務局(教育総務課長)】 みなさま、こんにちは。本日はお忙しい中、第11回青梅市立学校施設のあり方審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開会前になりますが、事務局より、資料の差し替えについてお願いがあります。事前にお配りしている資料に関して一部誤りや、分かりづらい表現とのご指摘をいただきましたことから、差替えの資料を机上に配布しております。差替え資料については資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-4、資料5-1、資料5-3、資料5-4、資料6-1、資料6-3となります。内容については、大きな変化はございません。お手数ですが差替えの程よろしくお願ひします。それでは、改めて資料の確認をさせて頂きます。

資料1 青梅市立学校施設のあり方審議会委員名簿

資料2 学校施設再編の考え方について

資料3-1 全体再編イメージ図A

資料3-2 全体再編イメージ図B

資料4-1 南部地区再編案

資料4-2 南部地区現状図

資料4-3 南部地区再編案A図

資料4-4 南部地区再編案B図

資料5-1 東部1地区再編案

資料5-2 東部1地区現状図

資料5-3 東部1地区再編案A図

資料5-4 東部1地区再編案B図

資料6-1 東部2地区再編案

資料6-2 東部2地区現状図

資料6-3 東部2地区再編案A（B）図

以上でございます。

過不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

次に、第10回会議議事録の確認については、過日、委員の皆さん方に電子メールで依頼させていただいております。御協力いただきましてありがとうございます。

全ての校正が終わりましたら、教育委員会ホームページにアップをさせて頂く予定ですので記事ID70177にてご覧くださいますよう、お願ひいたします。

開会前の事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは、会議の進行は、大野会長にお願いしたいと存じます。大野会長、よろしくお願ひいたします。

---

## 日程第1 開会

【会長】 それでは、会議の進行について、私のほうでさせていただきます。

まず、初めに会議の成立についてです。

本日は、加藤副会長、佐藤委員、本橋委員から事前に欠席の連絡をいただいているため、現在14名中11名の御出席をいただいております。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は午後4時までとしております。本日は協議事項も多く、限られた時間の中、会議の進行につきまして御協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第11回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

初めに、傍聴について委員の皆様にお諮りをいたします。

青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6項の規定により、3名の方々から傍聴の申出がありました。本審議会として傍聴を許可することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【会長】 ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと存じます。

（傍聴者入場）

【会長】 傍聴の方々に申し上げます。

傍聴券に、会議におきましての遵守事項が記載しております。会議の妨げとならないよう御協力をお願い申し上げます。

---

## 日程第2 あいさつ

【会長】 次に、次第の2ですが、会議に先立ちまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用中にもかかわらず審議会に御参集いただきありがとうございます。

前回は、今後2年間のスケジュールと再編に当たっての条件について確認をしました。

スケジュールについて確認しますと、事務局が年内に市内6つの各地区に出向いて、地区的学校運営協議会にその地区の再編案を提示し、意見を聴取してくることになっています。そして、事務局がその意見を本審議会に報告し、審議会として最終案を検討していくことになります。

今回は、6地区のうち3つの地区、具体的には南部地区、東部1地区、東部2地区について具体的な再編案を検討するものであります。

今日の審議会で検討する再編案は、あくまで各地区の意見を聴取するためのたたき台であって、今回の案でもって青梅市の学校再編を行うということではありません。むしろ、今日まで事務局

が知恵を絞って作成してきた案が、各地区において活発で有益な意見が出てくるような案になっているかどうかを審議することが今日の目的です。

したがって、案作成時に事務局で気づかなかった視点はないか、各地区の学校運営協議会の人たちにとって分かりやすい表記、表現になっているかなどを市民目線で御検討いただきますようにお願いします。

それから、もう一点、本審議会は市民の代表ですので、これから説明される具体案について、長期的かつ全市的な視野で御判断いただけるようにお願いします。

これで、初めの御挨拶とさせていただきます。

---

### 日程第3 報告事項

#### （1）委員の改選について

【会長】 それでは、報告事項に移りたいと思います。

3、報告事項の（1）委員の改選について事務局から説明します。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局（教育総務課長）】 それでは、報告事項の（1）委員の改選について御報告いたします。

資料につきましては、資料番号1の委員名簿を御覧ください。

中学校PTA連合会の総会が先月行われ、役員の改選がございました。それに伴い、新たに本審議会への委員の推薦がございましたことから、7月2日の教育委員会第4回定例会にお諮りし、名簿にございます氏名の上から6人目、本橋氏を新たに本審議会の委員として委嘱しておりますので、御報告いたします。

事務局の説明は以上となります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

本日は、残念ながら御欠席とのことですですが、次回の会議時に自己紹介をいただきたいと思います。それでは、委員の改選ということで、皆さん御承知おきください。

---

### 日程第4 協議事項

#### （1）各地区の再編案について

##### ア 全体イメージについて

【会長】 それでは、協議事項に移りたいと思います。

4、協議事項の（1）各地区の再編案について。

まずは、ア、全体イメージについて、事務局から説明します。

事務局の説明後、委員の皆様からの御意見等をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、4、協議事項の（1）各地区の再編案のア、全体イメージについて御説明いたします。

本日より各地区の再編案を御協議していただくこととなります。

まずは、おさらいとなります。前回皆様に御確認いただいた再編の考え方について、資料2を御覧ください。前回の資料に一部加筆したものとなります。加筆の部分については、昨年度まで御協議いただき、大前提となる部分について、あえて文字として表しております。

上段の現状の課題につきましては、望ましい学校規模を既に満たしていない学校が存在すること、また学校施設の老朽化が進んでいることとなります。

下に移りまして、再編方針につきましては、1点目として、昨年度審議会にて御決定をいただいた現在の中学校区を基本とした地区割りにて6つの地区ごとに再編案を検討すること。

次に、2点目として、青梅市学校規模適正化基本方針にもとづき、望ましい規模と配置を目指すこと。ここにあえて記載しておりますが、望ましい規模を目指すということで、複式学級の発生を防ぐこと、こちらを下線部のとおり加筆しております。

適正な規模としましては、1つ目の丸の学級数については、小学校が12学級から24学級、中学校は9学級から18学級として、2つ目の児童・生徒数については、1学級当たり20人程度を確保できる規模としております。3つ目の小中学校の適正配置につきましては、自転車や公共交通等の適切な交通手段を確保することを前提として、通学距離は小学生で概ね4km、中学生で概ね6km、通学所要時間は共に概ね1時間以内としております。

最後に、3、小中一貫教育の推進となります。

こちらは、小中一貫教育の推進のための施設形態については、施設一体型小中一貫校をまずは目指すこととし、地域の実態や施設面等を総合的に判断して、隣接型、分離型も含めて最適なものを選択することとしております。

この下の部分に加筆しておりますが、小中一貫教育は義務教育の9年間を切れ目なく行うこと、また、小学校から中学校に進学することにより生活スタイル等の変化についていくことが困難になるような状況、いわゆる中1ギャップを生み出さないため、小学校から進学する中学校が複数に分かれることを防ぎ、1つの小学校からの進学先は1つの中学校とする旨を表しております。

この考え方などにより、これから各地区の再編案を御協議いただきますが、複数ある各地区的再編案を組み合わせ、規模適正化を図った場合の全体イメージについてお示しいたします。

資料3-1、全体再編イメージ図Aを御覧ください。

まずは、この見方についてですが、地図上の色のゾーンで分かれている部分が小学校区、黒い線で区切られているものが中学校区を表します。

こちらのイメージAでは、小中一貫教育推進の観点から、小学校区と中学校区は共に同一となっております。

また、各学校区ごとに①から⑦までの数字を付しております。この数字につきましては、左下に2059年における各小学校、中学校の児童・生徒数および学級数を表しております。こちらのイメージAにおいては、全ての学校において望ましい規模を維持できる形となります。

地図を御覧いただきますと、西部の⑥においては、西部地区と中央地区の一部が一体となっており、また、北部の⑦においても、北部地区と中央地区の一部が一体となるような形となっております。

左下に学校施設数を記載しておりますが、このイメージAでは、現状の小学校16校、中学校10校の計26校が、小学校7校、中学校7校の計14校となります。この14校については、学校施設個別計画にて、児童・生徒数の減少に合わせた学校数として例示しているものと学校施設数については同一となります。

次に資料3-2、全体再編イメージ図Bを御覧ください。

こちらのイメージは、学区域の調整や小規模特認校制度等を用いて地区割りにもとづく各地区に小学校、中学校が1校は残る形での再編案となります。

資料の見方については、先ほどのイメージ図Aと同様になりますが、中央部の⑧と⑨については、2つの小学校から1つの中学校に進学する形となり、それ以外については、小学校区と中学校区は同一となります。

⑥の西部については、学区域の右端、日向和田地区を現在の中央地区から学区域を調整して含めております。それにより望ましい規模を維持する形となります。

また、北部の⑦については、学校規模が極めて小さく、この左下の2059年の学校規模では、小規模特認校制度としてある程度の指定校変更が発生しないと、複式学級が発生してしまうこととなります。

なお、現状として小規模特認校としての指定校変更は、毎年度10名程度となっております。

以上、ここまであくまでも再編の考え方にもとづき、望ましい規模等を目指したイメージとなります。

この後、各地区の再編案を御協議いただく上での参考としてお考えいただければと存じます。

なお、イメージAでお示ししているとおり、西部、中央部、北部については、再編において関連する部分が多く、まずは再編の考え方を整理しながら御協議いただく上でも、本日は南部地区および東部地区の再編案について御協議いただき、来月の第12回の審議会で、西部、中央部、北部の再編案について御協議いただければと考えております。

雑駁ではありますが、説明は以上となります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

前回の審議会にて、再編の考え方について皆さんで確認しました。また、昨年までの審議会での協議の内容を含めて、改めて再編の考え方を基に全体のイメージをお示ししたものです。あくまで、これから各地区の再編案を協議していく中で、数字的な学校規模等に合わせたイメージとして捉えていただければと思います。

全体像のイメージを持った上で、個別の地区について検討していく。そのほうが委員の皆様も頭を整理しやすいのではないかなどということで、初めに説明、一つ一つの説明はないけれども、大きな意味でのイメージ図A、Bをここで出していただいてあります。

このイメージを見て、各委員いろいろと思うところがあろうかと思います。各論については、この後、地区ごとの議論になりますので、その点は御留意いただき、何か御意見、御質問がありましたらお願いします。

全体のイメージは押さえていただいて、この後、次の南部地区からということですので、無理して御意見を求めるることはしません。質問がありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、次に進めていきたいと思います。

---

#### イ 南部地区の再編案について

【会長】 それでは、協議事項のイ、南部地区の再編案についてに移らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。事務局の説明後、委員の皆様からの御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。それでは、事務局、お願いします。

【事務局(教育総務課長)】 それでは、協議事項の（1）イ、南部地区の再編案について御説明させていただきます。

これから御協議いただきます再編案については、各地区の学校運営協議会委員に提示する案として御協議いただきたいと存じます。

ですので、本日の協議が再編案の決定ではなく、地区から意見を伺うための案の検討という位置づけで御理解いただければと存じます。

それでは、資料4—1、南部地区再編案および資料4—2、南部地区の現状図を併せて御覧ください。

資料4—1において、まずは1として、地区内の児童・生徒数の推移を各学校区ごとに居住する児童・生徒数にて表しております。2025年の数字については、学校区の居住者ではなく、在籍児童・生徒の実数を記載しております。また、学級数の考え方については、学校施設の個別計画と同様に2059年での想定として30人学級にて計算しております。表上の網掛け部分は望ましい規模を満たしていない状況を、太枠部が学校施設が築70年を迎えて替える時期

を表しております。

次に、2の学校規模について、上記の推計値から2059年までの望ましい規模を維持することができるかを表しており、第二小学校は2059年まで望ましい規模を維持できますが、友田小学校については既に望ましい規模を満たしておらず、2059年でも同様に望ましい規模を維持することはできません。第二中学校は、2059年まで望ましい規模を維持することができます。

次に、3の通学区域については、資料4-2、南部地区（現状図）と併せて御覧いただければと思います。地図の見方としては、先ほどの全体イメージ図と同様に、色で分けた部分が小学校区、黒い枠線が中学校区を表しております。この地区は比較的広い小学校区域となります、基準となる小学校区は4km半径に、中学校区も6km半径に収まっています。

例示として、第二中学校区として最も遠方となる友田町1丁目では約3.9キロメートルの通学距離となり、徒歩では約55分、公共交通を利用しても45分程度の通学時間となります。

恐れ入ります。資料4-1にお戻りいただきまして、4の小中一貫教育については、地区内の中学校は1校であり、第二小学校、友田小学校の進学先は第二中学校となっております。

このような状況下において、5の再編案となります。まずは、（1）として、事務局にて検討を行いましたが、期待する効果が得られない、または達成困難であると想定される案となります。

この図のa案では、既存の2つの小学校を望ましい規模にて存続させるための学区域を調整する案です。南部地区内の2059年での児童数の合計を見ますと349人となります。これを学区域の調整を行い、単純に2校で割ると1校平均175人、学級数で6学級となり、望ましい規模を維持することはできません。よって、地区内で小学校2校を望ましい規模で維持することはできません。

このような検討経緯も踏まえ、裏面の（2）として詳細に検討する再編案を提示しております。

まずは、A案、第二小学校に友田小学校を再編する案となります。資料4-3、南部地区（再編案A図）を御覧ください。

こちらは、南部地区の再編後の状況を表しております。

まず、左下に記載している、この再編案の考え方についてです。友田小学校の規模適正化を図ること、これにより地区内での小学校を1校、中学校を1校とするものです。

その下の具体的な再編方法については、①第二中学校が築70年を迎える2039年までに第二中学校の建て替えを行います。次に、②として、友田小学校が築70年を迎える2047年までに友田小学校を第二小学校へ再編します。これに併せて、第二小学校と第二中学校を施設分離型小中一貫校とし、小中一貫教育の推進を図ります。

それぞれの対応年次については、そこまでにとの意味合いでありますので、友田小学校が現に

望ましい規模を満たしていないことから、地域等の合意が取れ次第、再編に取りかかることが望ましいと考えます。再編により、友田町1丁目等において第二小学校までは徒歩で約45分、公共交通を活用した場合でも約30分、第二中学校については、現状も通学していることになりますが、徒歩では約55分、公共交通を活用しても約45分の通学となります。

下に移りまして、再編後の学校規模は、2059年で小学校12学級、中学校9学級となり、共に望ましい規模を維持できる形となります。資料4-1には、再編における年次ごとの児童・生徒数の規模も記載しておりますので、御参照ください。

また、この案による再編における効果となります。

適正規模については、2059年まで望ましい規模を維持できることから二重丸としております。適正配置については、最も長距離の通学となる友田町1丁目から第二中学校までを見て、公共交通を利用しても45分程度の通学時間がかかることから三角としております。小中一貫教育については、施設分離型小中一貫校となり三角としております。

続いて、資料4-4、南部地区（再編案B図）を御覧ください。こちらの案については、地区内の第二小学校、友田小学校、第二中学校を一つの施設一体型小中一貫校とする案となります。

地図上の左下に、この再編案の考え方を記載しております。A案同様に、友田小学校の規模適正化を図ることとします。そして、小中一貫教育推進のため、施設一体型小中一貫校を1校とするものです。

その下の具体的な再編方法については、①第二中学校が築70年を迎える2039年までに友田小学校と第二小学校および第二中学校を南部地区施設一体型小中一貫校とします。敷地については、現在の第二小学校の位置とします。

再編により、友田町1丁目等において、再編後の南部地区施設一体型小中一貫校までは、徒歩で約45分、公共交通を活用した場合で約30分となります。

下に移りまして、再編後の学校規模は、2059年で小学校12学級、中学校9学級となり、共に望ましい規模を維持できる形となります。こちらもA案同様に、資料4-1に再編における年次ごとの児童・生徒数の規模も記載しておりますので御参照ください。

また、この案による再編における効果となります。適正規模については、2059年まで望ましい規模を維持できることから二重丸としております。適正配置については、最も長距離の通学となる友田町1丁目から、公共交通を利用して30分程度の通学時間がかかることから丸としております。小中一貫教育については、施設一体型小中一貫校となり二重丸としております。

施設一体型については、目指す方向性となります。実際に敷地内に収まるかどうかについては、その時期でも学校規模に合わせた設計等により第二小学校の改築または増築等の対応が必要になることが想定されます。

以上、南部地区の再編案の説明を終わります。

【会長】 事務局の説明は終わりました。

事務局の説明にもありましたが、再編案について各地区の学校運営協議会委員から意見聴取を行うための案という視点で、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

【委員】 基本的な考え方からちょっとお伺いしたいのですけれども、この資料4—1のところなのですけれども、生徒数の推移というところがあると思うのですけれども、こちらの数字の児童数の算定している根拠ってどんな感じで算出しているのかなというのをちょっとお伺いしたくて、ちょっと興味本位という点もあるのですけれども。

【事務局(教育総務課主査)】 この児童・生徒数の推計につきましては、昨年度お示しさせていただきました。こちらの推計は、コーホート要因法といいまして、死亡率、生存率の自然増減、あとは転入転出、社会増減というところを専門の計算方式によって導き出したものとなります。社人研とか日本の未来の人口推計とかというのもニュース等で見られると思いますが、そのようなものと同様の方法にて算定したものという形になります。

【委員】 了解です。ありがとうございます。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 資料の4—4と4—3にも載っているのですけど、公共交通機関を一部活用とあるのですけど、基本徒歩とバスということですね。こちらってどのような頻度というか、時間帯はどんな感じで考えていて、こちらのほうで何か操作することってできるものなのでしょうか。例えば1時間に1本とか、そういうのはこちらのほうで操作できるようなものなのでしょうか。今後、大分先の話にはなると思うのですけれども。

【会長】 事務局でお答えできますか。

【事務局(教育総務課主査)】 このシミュレーションは、8時20分から25分ぐらいまでに学校に着くような時間帯のシミュレーションで行っております。バスにつきましては、非常に少ない本数というところではあります。現状として、南部地区においてもそれほど多くのバスは出でていないという状況でございます。ただ、こういった再編によって、公共交通を利用する人数も増えるということもございますので、そういったものについては、市ではコミュニティーバス等を持ってはございませんので、都営バスや民間のバス会社へ増便要請など協議していくことになるとは思います。

【委員】 了解です。ありがとうございます。

【会長】 またこれに関連してですけど、ほかの地区もみんなそうですけれど、委員のような疑問、皆さん当然出ますよね。ここは平気なのかよと。再編案をずっと最後まで検討して、決めていきますよね。その後、私たちのほうで、来年度になるかもしれないけれど、これについてはぜひこ

ういうようなことはきちんと配慮しなさいよというような意見をまとめていって、例えば通学バスはこの地区は必ず用意してあげたほうがいいのじゃないかとか、そういうような考えを今度は答申の中に盛り込んでいくというような形になると思うのです。ですから、当面は、足はどうなるのだということはちょっと置いておいて、再編という方向で検討していかなければなと思います。いずれにしても、来年度やっていけると思いますので。

ほかにございますでしょうか。

**【委員】** まず、第二小学校の1番の地区内児童・生徒数の推移というところですが、先ほどご説明いただいた推計の中では、2025年384名、2026年432名で50弱ぐらい増えています。50名というと2クラス分ぐらい増えるかというような感じなのですけれども、どういった推計なのでしょうか。

**【事務局(教育総務課主査)】** 昨年の人口を基に作った推計になっております。実際に1年動いて、2025年度のところで、予想よりもかなり下がっているというところもございます。あと、こちら学区域に居住する子どもたちの数という形で表しておりますので、実際そんなに多くはなかろうとは思いますが、指定校変更とかの実数は推計には含まれておりません。ですので、実際の児童数、在籍する児童数と推計の値というのは、若干のずれはもちろん出てくるということは想定されますが、目安としてこちらの推定値を基に考えていくということを考えております。

**【委員】** 分かりました。

**【会長】** 私立の学校、私立中学とかそれから都立の中高一貫校へ中学から行くというような子も中にはいるのでしょうか、そういうことは全然配慮しないで今計算してあるのですよね。地区に住んでいるということで。

ほかにございますでしょうか。

**【委員】** この案を提示したときに恐らく出てくるだろうと思われるが、この案というのは、現在ある学校の敷地というか場所を基本にして考えているわけですけれども。違う場所で子どもたちがもう少し近いところに通えるような場所の用地の取得や、新しい場所で学校を造ろうという考え方はないのかというような意見が出そうな気がするのですけれども。この辺についてはもう考えない、つまり既存の学校の場所に限定して考えていくということでよろしいのでしょうか。この辺の共通理解が分からなかったもので。

**【会長】** そうですね。じゃあそれもよろしくお願ひします。

**【事務局(教育総務課主査)】** 基本的には、地区内の公共用地が広い場所があればそれも検討の一つとして事務局としては考えましたが、市内に適した公共用地がまずないというところと、用地取得という意味合いで新たに学校用地を生むということに関してはかなりの年月が必要だと考えております。その間待ったなしで児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化が起こるということで、

基本的には既存の学校用地で考えていきたいと思っております。

【委員】 分かりました。

【会長】 これから検討していくときには、本来ここなら望ましいという場所があるかもしれないけれども、できるだけ今のものを使っていくと、用地を使うということで考え方ということでございます。ほかにございますか。

【委員】 質問なのですが、資料の4—1の一番下のところなのですが、再編案のa案というのがありますて、2059年のそれぞれの生徒数が259と友田小学校90が、再編後には175と174という数字が出ているのですが、これはこの後の地図を見ても、どこかで地区を区切ったらその人数になるのかどうかというのが、ただこれは単純に半分に割っただけじゃないかというふうに私には思えたのですけど、これを出した意味がよく分からなかったので、説明をいただけたらと思います。

【会長】 では、説明をお願いします。

【事務局(教育総務課主査)】 こちらは(1)として書かせていただいております、期待する効果が得られないまたは達成困難な案ということで、事務局で検討はさせていただきましたが、望ましい規模等を維持することはできない、ただし検討はしたというところ。例えば地区に見せる上でも、これはできないのかというような話が多分出てくるとは思います。この上で、検討はしたけどもちょっとこれは難しいのですよというところをお示しするということで出させてもらっていますので、地図にはもちろんございませんので、単純に数字上で考えたときに2つを望ましい規模にすることが難しいということをお示しさせていただいています。

【委員】 了解しました。ありがとうございます。

【会長】 要するに、単純に2で割ったのですよね。ほかにございませんか。御意見ございますか。

【委員】 人数のことにまたなってしまうのですけれども、第二小学校は、情緒障害の特別支援学級設置校です。現在、人数としては78名在籍していて、この300後半のところプラスという形にはなっています。教室数、学級数とはまた特別支援学級が別になるというところがあります。ただ、施設としては、その学級のクラスの使い方、教室としては使いますので、その部分というのも加味していくかないと、市内ほかにも小学校の情緒、吹上小学校であったり、若草小学校であったりというところは、今、本当に教室がいっぱいのような状態で、学校の中を運営していますので、その視点を盛り込んでいただけたほうがいいかなと思っております。

【会長】 事務局、お願いします。

【事務局(教育総務課長)】 特別支援学級につきましては、現状として、南部では第二小学校が情緒障害、第二中学校が知的障害、この後になりますけれども、東部1地区では、若草小学校が情緒障害、霞台中学校が知的障害、泉中学校が情緒障害と、それぞれ固定学級を設置しております。

こちらに関しても、小学校から中学校へ進学する上で地区をまたぐようなことが発生しており、この問題に関しては、学校の配置、地区ごとの再編案がある程度目星がついた上で、教育委員会にて適正な配置を行っていくことを考えております。

また、共生社会実現のため、児童・生徒は共に学び、お互いを認め、思いやり、尊重し合う気持ちを育てるインクルーシブ教育の視点も含めて検討してまいります。

**【会長】** そうしますと、特別支援学級については今回、私どもは、この6地区について検討していくときには、今はその数については特には考慮しないで決めていくと。これまた先の話になるのですけど、来年度になりますと、答申に当たっては、その前に私どもで検討して、特別支援を必要とする子どもたちへの配慮を、こういう配置にするに当たっては十分にするようにというような形で入れていくというような形になるのじゃないかと、私は思うのですね。大方、そんなものですかね。

**【事務局(教育総務課長)】** 先ほども申し上げました今、再編案がある程度の目星のついた段階で、地区の中でも障害の種別が違ったりするところもございますから、そういうところも含めて教育委員会でまた、それは適正な配置ということを考えていきたいと考えています。

**【会長】** ほかにございますでしょうか。A案、B案の違いですけども、A案は要は今の第二小学校、第二中学校のところに、学校がそのまま残るようになって、離れた小中一貫校です。B案は、全く同じ地区なんだけれども、どこか1か所、今回は第二小学校ができれば、中学生もそちらに入つて、施設一体型にできたらしたいというのがB案だろうと思います。

もちろん、小中学生が一緒になるといろんな配慮をする必要がありますので、そのうちどこまで増やすのかと、そういうような話がまた出るかもしれませんけど、というような話もさっき説明にあったかと思います。よろしいですかね、この南部地区については。

それでは、次の協議事項のウの東部1地区の再編案へ移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。事務局の説明後、委員の皆様からの御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。それでは、事務局、お願いします。

---

#### ウ 東部1地区の再編案について

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、各地区の再編案を含む、東部1地区の再編案について御説明させていただきます。

資料5—1 東部1地区再編案および資料5—2 東部1地区の現状図を合わせて御覧ください。

資料5—1において、まずは1として、地区内の児童・生徒数の推移を各学校区ごとに居住者児童・生徒数を表しております。表の見方については、南部地区と同様となっておりますので説明は割愛させていただきます。

次に、2の学校規模について、上記の推計値および現状値から地区内の小中学校全てが2059年に望ましい規模を維持することができます。

次に、3の通学区域については、資料5—2現状図と合わせて御覧いただければと存じます。地図の見方についても南部地区と同様に色で表している部分が小学校区、黒い枠線で表しているものが中学校区となります。東部1地区は比較的狭い範囲に学校施設が集中しており、地区全体が3km半径程度に収まっていますので、小学校区・中学校区とも基準である4kmおよび6kmを満たしています。また、地図上に表しておりますが、若草小学校にて通学シミュレーションとして、河辺町10丁目からは徒歩約10分、新町3丁目では徒歩約20分となっております。

次に、4の小中一貫教育については、地図上、若草小学校区の上を黒線が通っているように、霞台中学校と泉中学校に分かれて進学する形となります。また、地図の左上に赤い点線で示しておりますが、第四小学校の一部も霞台中学校へ進学していることとなり、小中一貫教育の推進においては課題がございます。

このような状況下において、資料5—1の裏面、5の再編案を御覧ください。まずは（1）として、期待する効果が得られない、または達成困難な再編案となります。

a案は、霞台中学校と泉中学校を再編し、1つの中学校とする案です。この案については、2059年の生徒数の合計を見ていただきますと484人、学級として18学級となることから、望ましい規模の範囲となり、再編は可能ですが、霞台中学校が築70年を迎えて替える時期である2043年までに再編を行う場合では、生徒数が567人、21学級と大規模として望ましい規模を満たさない状況となります。このため、この再編を行うには、一度霞台中学校を建て替えた後、10年程度で学校施設が必要なくなるような形となります。このような結果から、地区内では中学校が2校は必要となります。

次に、b案では既存の小学校を存続させるために学区域の調整を行うとともに、中学校への進学先を同一とする案となります。

まずは、①として東部1地区内の2059年での児童数の合計を見ますと、761人となります。これを学区域の調整を行い、単純に3校で割ると1校平均254人、学級数で12学級となり、望ましい規模で学校を維持することができます。

次に、②として小中一貫教育推進のため、現状の若草小学校が霞台中学校、泉中学校で分かれて進学することを適正化するため、学区域を調整すると、小学校は望ましい規模を満たしますが、中学校ではどちらか1校が望ましい規模を満たさない状況となります。河辺小学校と若草小学校を霞台中学校区域に、霞台小学校を泉中学校区域とすると、霞台中学校は望ましい規模となりますが、泉中学校が望ましい規模を満たしていません。逆に、河辺小学校を霞台中学校区域、若草

小学校と霞台小学校を泉中学校区域とした場合は、泉中学校は望ましい規模となります、霞台中学校は望ましい規模を満たさないこととなります。

次に、③として東部1地区の北部に第三小学校区があり、地区をまたいで霞台小学校区と第三小学校区の調整により、既存の学校を望ましい規模で維持できる可能性はありますが、通学区域の弾力化により距離要件にて指定校変更の影響を強く受けることが想定されます。よって、東部1地区のみでの学区域の調整では、小学校3校を望ましい規模で維持し、中学校への進学先を同一とすることは困難となります。

このような検討経緯から、3ページ目（2）として詳細に検討する再編案を御覧ください。A案、若草小学校区を河辺小学校区、霞台小学校区へ再編する案となります。資料5—3東部1地区再編案A図を御覧ください。

こちらは、再編後の状況を表しております。地図の見方については先ほどまでのものと同様となります。まずは左下に、この再編案の考え方を記載しております。小中一貫教育の推進のため、小学校からの進学先の統一をする。このため、地区内の中学校は2校、小学校は2校とします。

具体的な再編方法については、①第四小学校から霞台中学校への進学する区域は、中央地区の中学校への進学とします。これに合わせて、霞台中学校の生徒数が減少することから、河辺町7丁目を泉中学校区から霞台中学校区へ変更します。

次に、②2040年の河辺小学校建て替え時期に合わせて、若草小学校を河辺小学校と霞台小学校へ再編します。河辺7・9・10丁目を河辺小学校区へ、河辺町8丁目、新町1・3丁目を霞台小学校区へ変更します。これにより、河辺小学校と霞台中学校を施設分離型小中一貫校とし、霞台小学校と泉中学校を施設隣接型小中一貫校とします。

その後、③で霞台中学校が築70年を迎える2043年までに、霞台中学校の建て替え、④霞台小学校が築70年を迎える2044年までに、霞台小学校の建て替え、⑤同様に泉中学校が築70年を迎える2053年までに、泉中学校の建て替えとなります。

再編における通学距離の変更について、現状図でご説明した同地点から見て、河辺町10丁目から河辺小学校では徒歩約10分と、若草小学校への通学と変更はなく、新町3丁目から霞台小学校では徒歩約25分となり、若草小学校への通学から5分程度遠距離となる形となります。

再編後の学校規模は2059年で河辺小学校は12学級、霞台小学校は18学級、中学校は2校とも9学級となり、ともに望ましい規模を満たす形となります。資料5—1に、再編における現状と年次ごとの児童・生徒数の規模も記載しておりますので、御参照ください。

この案による再編における効果となります。

適正規模については、2059年まで望ましい規模を維持することができることから二重丸としております。適正配置については、最も長距離の通学となる新町3丁目から霞台小学校までを

見ても、徒歩30分程度以内での通学が可能となることから二重丸しております。小中一貫教育については、施設隣接型小中一貫校が1校、施設分離型小中一貫校が1校となり丸としております。

続いて、資料5—4 東部1地区再編案B図を御覧ください。こちらの案については、若草小学校区を河辺小学校区、霞台小学校区へ再編し、ともに施設一体型小中一貫校とする案となります。

左下の、この再編案の考え方を御覧ください。A案同様に小中一貫教育の推進のため、小学校からの進学先を統一する。これにより施設一体型小中一貫校を2校とするものでございます。

具体的な再編方法については、①第四小学校から霞台中学校への進学する区域は、中央地区の中学校への進学とします。これに合わせて、霞台中学校の生徒数が減少することから河辺町7丁目を泉中学校区から霞台中学校区へ変更します。

次に、②2040年の河辺小学校建て替え時期に合わせて、若草小学校を河辺小学校と霞台小学校へ再編します。河辺町7・9・10丁目を河辺小学校区へ、河辺町8丁目、新町1・3丁目を霞台小学校へ変更します。これにより、河辺小学校と霞台中学校を施設一体型小中一貫校、仮に名称を①とします。その後、③で霞台小学校が築70年を迎える2044年までに泉中学校と施設一体型小中一貫校、こちらも仮に②とします。

再編における通学距離の変更について、現状図で御説明した同地点から見て、河辺町10丁目から①の小中一貫校では徒歩約10分と若草小学校への通学と変更はなく、新町3丁目から②の小中一貫校では徒歩約25分となり、若草小学校への通学から5分程度遠距離となります。

再編後の学校規模は2059年で①の小中一貫校では小学校12学級、中学校9学級となります。②の小中一貫校では小学校18学級、中学校9学級となり、ともに望ましい規模を満たす形となります。資料5—1に再編における年次ごとの児童・生徒数の規模も記載しておりますので、御参照ください。

この案による再編における効果となります。

適正規模については、2059年まで望ましい規模を維持できることから二重丸しております。適正配置については最も長距離の通学となる新町3丁目から霞台小学校までを見ても徒歩30分程度以内での通学が可能となることから二重丸としております。小中一貫教育については、施設一体型小中一貫校が2校となり二重丸としております。

こちらも南部地区同様に施設一体型を目指す中で、実際に敷地内に収まるかどうかについては、その時期での学校規模に合わせた設計等が必要となります。

以上、東部1地区の再編案の説明を終わります。

**【会長】** 事務局の説明は終わりました。南部地区のときと同様に、委員の皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思います。委員は、このあたりのこと詳しいだろうし、学校経営者として、

子どもの学級内容とか安全とかいろいろと含めて、この案を見て何か感じるものがありますか。

**【委員】** よく考えられている案だなと思います。若草小学校は、子どもの卒業先と進学先としては、泉中学校と霞台中学校に分かれていきます。小中一貫教育というか、9年間の義務教育を連続的にやっていったり、子どもの発達を支援していったりしていくというような観点では、義務教育ですから基本的には大きく変わるものではないとはいえる、どんなふうにつないでいくのかという特色や重点を出していくことについては、やはり小学校の立場としては2つを合わせていかなくてはいけないということや、中学校としてもなかなかそれを打ち出せないというようなところがあろうかと思います。

若草小学校の場合こういうふうに整備されていくというのは非常にいいと思います。

地区的には3校、霞台小学校、若草小学校、河辺小学校は、人口が増えてどんどん広がっていった、いわゆる兄弟姉妹校のような形ですので、それが今度は逆に少なくなってきて、また元に戻っていくようなイメージなのかなと思います。3校とも距離的にはそれほど遠いわけではないので、一部学区とかが変わっていくと、今までもっと近かったのにならうに思われる方もいらっしゃるかと思いますが、基本的には近いということはあります。

**【会長】** ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

**【委員】** この案を地区に提示するとどんな意見が出るかということを考えると、適正規模を保っているんだから学校を変える必要はないじゃないかという話が出てくるのではないかと思うのですね。

ただ、今、委員がおっしゃったように、これから青梅市は小中一貫教育を推進していくということから、学区域を整備したり進学先を整備していくことが、これから必要になってくるのではないかと思うのですね。だから、やはり今の状況でいいというのじゃなくて、新しい案の中でどういうことが学校の教育としてふさわしいのか、どういうふうな教育を青梅市は進めているかということをきちんと説明をしていただきたい、今の現状でいいのじゃないかという、ただ数字だけを見るだけの答弁にしないでいただきたいなというふうに思います。

**【会長】** 地区に事務局で出でていって、この案を説明するときに、積極的に青梅市の計画骨子などの、計画等をもっとしっかり説明してやってほしい、してくれというような御意見だろうと思います。

AとBは、要は違いは平べったくいうと、これを小中一貫校だけど施設が一体にしたもののがB案で、あとはお隣同士とか、ちょっと離れている形の小中一貫校、これはA案ですね。その違いでしょうか。これについてよろしいですか。

それでは、次の東部2地区に移らせていただきます。事務局の説明をお願いします。

---

## 工 東部2地区の再編案について

**【事務局(教育総務課長)】** それでは、各地の再編案の工、東部2地区の再編案について御説明させていただきます。

資料6—1 東部2地区再編案および資料6—2 東部2地区の現状図を合わせて御覧ください。

資料6—1において、まずは1として、これまでと同様に地区内の児童・生徒数の推移を表しております。次に、2の学校の規模について、上記の推計値および現状値から既に藤橋小学校が望ましい規模を満たしていません。また、今井小学校が現状は望ましい規模となります。近い将来望ましい規模を満たさない状況となります。第三小学校、新町小学校、第三中学校、新町中学校は2059年まで、望ましい規模を維持することができます。

次に、3の通学区域については、資料6—2現状図と合わせて御覧いただければと存じます。この地区も比較的狭い範囲に学校が立地していることから、基準となる小学校区は4km半径に、中学校区も6km半径に収まっております。

あとの再編案の説明のため、今寺4丁目からの通学時間として、第三小学校まで徒歩で約15分となっております。

資料6—1にお戻りいただきまして、4の小中一貫教育については第三小学校と今井小学校が第三中学校へ、新町小学校と藤橋小学校が新町中学校へ進学することとなり、小学校区と中学校区が同一となります。

このような状況下において、裏面、5の再編案となります。まずは(1)として、期待する効果が得られない、または達成困難であると想定される案となります。

a案は既存の4つの小学校を適正規模にて存続させるための学区域を調整する案です。この案については、地区内の2059年での児童数の合計を見ていただきますと、1,116人となり、学区域の調整により単純に4校で割ると1校平均279人、学級数で12学級となり、望ましい規模を維持することは可能です。しかし、地区内の人口密集度から藤橋小学校周辺が比較的低く、学区域を調整すると藤橋小学校区が他の小学校周辺にまでおよび、通学区域の弾力化による距離要件にて指定校変更が想定されます。このような結果から地区内では小学校4校を望ましい規模で維持することはできません。

次に、b案として、今井小学校に藤橋小学校を再編し、中学校への進学についても統一を図る案となります。まずは、藤橋小学校の規模適正化を図るため、今井小学校が築70年を迎える2048年までに再編を行うと、児童数415人、学級数は18学級となり、望ましい規模を満たすことができます。

この場合は、再編した今井小学校を新町中学校への進学とした場合、第三中学校、新町中学校

ともに望ましい規模を満たします。しかし、再編した小学校の進学校となる中学校は比較的広い通学区域となり、もう一方の中学校については狭い通学区域となります。

次に、c案では昭和50年代に学校数が拡大した経緯を踏まえ、第三小学校区へ今井小学校、藤橋小学校を編入する案となります。まずは、第三小学校が築70年を迎える2036年の建て替え時に合わせて再編を行うこととしたときに、児童数が750人、学級数30学級となり、規模が大きくなりすぎてしまい、望ましい規模とはなりません。よって、今井小学校と藤橋小学校は、第三中学校区と新町中学校区へ分けた再編が必要となります。

このような検討経緯から、3ページ、(2)詳細に検討する再編案を御覧ください。A案、第三小学校へ今井小学校を、新町小学校へ藤橋小学校を再編する案となります。

資料6—3東部2地区再編案図A（B）を御覧ください。こちら（B）としておりますが、最終的に第三小学校、第三中学校、新町小学校、新町中学校を施設隣接型小中一貫校とするか、施設一体型小中一貫校とするかの違いとなります。A案が隣接型、B案が一体型となりますので、A案、B案を合わせて表しております。

まず、左下の、この再編案の考え方についてです。初めにA案では、今井小学校、藤橋小学校の規模適正化を図ること、次に小中一貫教育推進のため、施設隣接型小中一貫校を目指すこととし、これにより地区内での小学校を2校、中学校を2校とするものです。

具体的な再編方法については、①第三小学校が築70年を迎える2036年の建て替えに合わせて今井小学校を再編します。これにより、第三小学校と第三中学校にて施設隣接型小中一貫校とします。

次に、②として第三中学校が築70年を迎える2038年までに、第三中学校の建て替え、③として同様に築70年を迎える2042年までに新町小学校の建て替え、これに合わせて藤橋小学校を再編します。こちらも新町小学校と新町中学校を施設隣接型小中一貫校となります。ここでは第三小学校の規模が大きくなり過ぎるため、今寺4丁目を第三小学校、新町小学校の学区へと変更します。④として2051年までに新町中学校の建て替えを行います。

再編により、学区域が拡大し、最も遠方と考えられる今井1丁目では、通学距離約3kmとなり、公共交通を活用すれば約20分となりますが、徒歩では約40分の通学時間となります。また、第三小学校区から新町小学校区へ変更した今寺4丁目は徒歩20分の通学時間となり、若干、第三小学校より遠くになりますが、約1.5kmとなります。

次にB案については、再編案の考え方はA案同様に今井小学校、藤橋小学校の規模適正化を図ること。また、こちらの案では小中一貫校育推進のため、施設一体型の小中一貫校を2校とするものです。再編方法につきましては、①第三小学校が築70年を迎える2036年の第三小学校の建て替えに合わせて今井小学校を再編します。これにより、第三小学校と第三中学校にて施設

一体型小中一貫校とします。次に、②として同様に築70年を迎える2042年までに新町中学校の建て替え、これに合わせて藤橋小学校を再編します。こちらも、新町小学校と新町中学校を施設一体型小中一貫校となります。ここでは第三小学校の規模が大きくなり過ぎるため、今寺4丁目を第三小学校、新町小学校の学区へと変更します。通学距離等においてはA案と同様となります。

右に移りまして、再編後の学校規模となります。こちらはA案、B案同様に2059年で第三小学校は24学級、新町小学校も24学級、第三中学校は12学級、新町中学校も12学級となり、小・中学校2校とも望ましい規模を維持できる形となります。

資料6-1に再編における年次ごとの児童・生徒数の規模も記載しておりますので、御参考ください。

この案による再編における効果となります。

A案においては、適正規模については、2059年まで望ましい規模を維持できることから二重丸しております。適正配置については、最も長距離の通学となる今井1丁目から第三小学校までを見て、徒歩40分程度、公共交通を活用すれば20分程度での通学が可能となることから丸としております。小中一貫教育については、施設隣接型小中一貫校が2校となり二重丸としております。

B案においては、小中一貫教育の部分にて、施設一体型小中一貫校2校となるため、こちらも二重丸としております。

以上、東部2地区の再編案の説明を終わります。

**【会長】** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から御質問、御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

**【委員】** 本当にすごく練られて、いろいろなパターンで考えられている資料を出していただいてありがとうございます。私が思うのは、この東部2地区のところというのは、これまでも企業の関係で大きく左右されたり、また敷地的にもマンションとか住宅が建つような余地があるような場所なのじゃないかななんていうふうに個人的に思うのです。

今日出していただいている3つの地区の中で、一番この後の数はどう移るのだろうと、この今の資料を出していただいているのですけれども、その中で小学校にしても中学校にしても適正のぎりぎりのところの学級ではまっているので、昔のことを言えばすけども、まさか東芝がAmazonになるとは思わなかった。この先の中で20年、30年経っていったときに、もしこの規模を超えてしまったら、このすてきな案がどうなってしまうのかななんていうものがあるので、ちょっとそういうところも個人的には心配になりました。

ただ、この案としては非常によく練られていて、どの地区の子どもたちにも適正な規模をとい

うところではよく考えられている案だなというふうに思います。

**【会長】** まだまだ新町の地区は家が建つ、予想外に多く建つかもしれないということを心配しての御発言ですけど、これについては何か事務局としてありますか。お願ひします。

**【事務局(教育総務課主査)】** 委員からおっしゃられたとおり、新町、セントラルスポーツのあたりに大きいマンションができて、人口が増えたりということが実際ありました。また、この地区におきましては、今井4丁目に物流拠点を整備するような計画、また東の瑞穂町境になりますが、もともと計画道路が南北を通ることが予定されているということで、ある種の計画が残っているような地区ではあると思います。

実際に企業一つが来て、人口が増えるというのが、Amazonですとか、物流拠点では、そこまで大きく影響を及ぼすことはないという形になるかなと、残念ながら思っています。また、人口推計につきましては、昨年お話をさせていただきましたが、子育て施策や、移住定住策を打った上で、ある程度の人口減少を抑えた希望的な目標地という意味合いで示させていただいておりますので、恐らくこの範囲で収まると考えております。

**【会長】** よろしいですか。昨年の議論でたしか、実際にこれぐらい減っていくのじゃないかというのと、もう一つは今御説明ありましたように、青梅市がこういうふうな施策を打って出たら人口減少はもっと止まるのじゃないかとか、そういうのを入れて出した値、この2種類が昨年ございまして、今ここで示されているのは、その後者で青梅市がいろんな施策によって人口が多少なりとも増えるなり、もしくは人口減少が止められた場合の数字ということで出しているので、逆に言えばそうならない場合も結構あるのじゃないかというようなことでの今の説明だったかと思います。

ですから、これでいけるのじゃないかと踏んでいるということですね。ほかにございますでしょうか。

**【委員】** 自分の住んでいる地域なので、この議題の中に合うのかどうか分かりませんけど、これ実際に言えば、自分が昭和五十年ころですかね、今井小学校ができたときまで第三小学校に通っていました。今井小学校ができたので、今井小学校に通っていました。だから本当に人口が増えたから今井小学校をつくった。減ったから第三小学校に戻ったって、ただ単に考えてしまえばそれで済む話であるのかなと思います。

先ほどバス通学の話もしましたけど、実際、自分たち小学校2年生までは、バス通学をしていました。3年生から徒歩通学、中学生になると自転車通学でした。今井1丁目は範囲が広く金子橋の県境から第三中学校、第三小学校までというのを歩くと結構ある距離ではあります。ただ、実際昔、50年近く前にやってはいたことではありますので、その中でこうなるしかないのかなという部分はあるかと思います。

ただ、今井地区、北側、山がほとんどなんんですけど、これ例えればすけど、市の政策で市街化調整区域の変更だとか、いろいろな法整備を行うと、住宅も増えてしまうのかなという部分ではありますので、その辺が青梅市全体の流れでどうなるかで、その人口の推移はまた変わってしまうのかなとは思います。

**【会長】** 貴重な情報提供ありがとうございました。これについては何か。どうぞ、お願ひします。

**【事務局(企画政策課長)】** 今井の北側部分の丘陵地でございます。そこに限らず青梅市全域を見たときに、市街化区域と市街化調整区域、市街化調整区域を今後、積極的に市街化編入をして、そこに居住するエリアとして設定していくということはまず考えられないということでござります。

なぜかと言いますと、今、市街化である地域でも空き家ですとか空き地、そういったところが増えてきている。その中で、やはりそこにまず人に住んでいただく、それでもいっぱいになってくる。その次の段階が市街化調整区域という形で考えていただきたいと思いますので、やはり現状は市街化区域に皆さんに居住していただく、そういう政策を打っていくという考え方であります。

**【会長】** ありがとうございました。少し心配がありますので。ほかにございますでしょうか。

**【委員】** この再編案のA（2）を見たときに、どういう議論が考えられるかというと、最終的には中学校1校、小学校1校にするか、小中一貫の施設一体型にするかという議論に多分なってくると思います。ほかの選択肢がないので、そういう形になってくるのだというふうに思うのですね。

そのときに、これも市の教育委員会の教育に対する考え方の方針に関わってくるのですけども、再編の基本的な考え方の小中一貫教育の推進には、丸印のところに施設一体型を目指しているが、状況によっていろいろありますという書き方してあるわけですよね。

このときに小中一貫校、市に一体型の小中一貫校をつくりたいという言い方にするのか、どちらでもいいですよ、中学校、小学校別々のところにあって、どちらでもいいですよという説明の仕方によって随分違ってくると思うのですね。

ここは私の委員としての意見なのですけれども、私は多摩地区の小中一貫校を推進している学校の地域の校長をしておりました。その地域には一体型と隣接型のところがありまして、私のいた学校は隣接型なんですね。中学校が1校と小学校が2校、それが一つの小中一貫教育を推進するという学校にいたのですが、市内の学校を見てみたときに、やっぱり小中一貫教育を推進するという大目標があるのであれば、それはやはり施設一体型のほうが効果があるだろうというふうに、私は思っています。

ですから、一つは、説明の仕方にもよるんですけども、小中一貫教育を施設一体型にするこ

とによって基盤教育の質が高まるんじゃないかということを教育委員会として言うかどうか、それがまず第1点ね。

2点目は、施設を一体型にしたときには、児童・生徒の増減が影響されないんじゃないか。つまり小学校の児童が増えた、中学校の生徒が増えた、減ったというのではなくて、その地域に小中一貫校があるわけですから、それが一つのそれぞれの学校の小中の児童・生徒数の変化には耐えられていくんじゃないか。これが長い将来の構想ですね。

3点目は、老朽化の問題について、ここで一つ建て直しておくと、今度、次の老朽化のときにも、施設一体型の1校を建てればいいということになります。ただ、予算の中身として、一体型の校舎1校を建てるのと、小学校、中学校を分けて2校を建てるのと、どのくらいの予算が必要なのかというのは、これは市のほうで試算をしなきゃいけないことになると思うんですが、私としては、単純に考えると、一つの学校を建て替えるほうが、予算的にはいいんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、これはどういう議論が地域によって行われるか分からんんですけども、この案を見せたときに、結局は小中一貫施設一体型の小中一貫にするのか、それとも学校を別々にするのという議論が、恐らく地域で行われると思いますので、その辺のところは、教育委員会がどうしたいのかということを言うのか、いや、これは地域でお任せですよと、小中別々がいいですよというふうにするのか、この辺の説明の仕方というのは、かなり地域の話合いの進み方が違ってくるんじゃないかなということだけは、意見として申し上げます。

【会長】 これについてどうですか。

【事務局(教育総務課主査)】 今、おっしゃられたように、基本的な考え方、方針の中で、施設一体型をまず目指していくというのは、大前提にいたしておりますので、基本はその姿勢で考えるようにしていただきたいと思っています。見せ方といった中で、一体型を目指しているけれども、入りきらないとか、そういった事情があるんであれば、隣接型もやむなしというような流れになろうかと考えております。

【会長】 大前提として今、前回で確認できるのは、小中一貫校を目指すんだと。できれば一体型を目指したいというふうなことだったかと思いますね。その方向で市教委としても、地区のほうへ伝え、申し上げたいというふうなことだと思います。

その点では、ちょっと細かいことの質問になるけど、この地図で、東部2地区の地図で右下に表がございますね。このA案の小中一貫教育に二重丸になっているのは、これは三角じゃないですかね。

【事務局(教育総務課長)】 一体型を目標とするべきものですので、そこを最上位と考えれば、そっちが二重丸で、隣接型はその下という扱いだと、丸という扱いになるのが正しいのかなと。そ

の下で分離型が三角というような表記が正しいのかなというふうに思っています。

【会長】 ではここは、丸に変えて地区に示すということで、皆さん、よろしいですか。はい。ほかにございますでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、南部地区、それから東部1、東部2の再編案については、本案をもって各地区の学校運営協議会委員へ示し、意見聴取を行うことにしてまいりたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

【会長】 はい。ありがとうございました。

---

## 日程第5 その他

【会長】 それでは、5のその他へ移らせていただきます。

【委員】 前でもいいでしょうか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 私は、今年度から委員にさせていただいておりますので、前のところの確認ですけれども、いろんな公共施設等の観点というのは、今回入っていないですね。これは、まずその学校のところを決めて、先ほどの特別支援教育、学校教育のところと同じように、そういった公共施設等のどんなふうにこう入ってくるのかとか、またはくっつけていくのかというのは、後に考えていくというようなことによろしいですか。

【会長】 前回もこれを確認したところですが、気になるところですね。

公共施設については、この教育委員会だけができるものではないというようなことで、この再編案を考えていく、そういったときには、答申を得た後、教育委員会が学校をつくりかえていますので、その段階で、多分公共施設の案だとかということを市として検討していくことになるだろうから、私どもが学校の再編などについて考えるときには、それは検討しないでいいというふうなことを前回確認できたと思いますが、何か御意見がございますか。

【委員】 結局、その地域の方にこの後説明していく中では、そういったことも意見としてお持ちの方というのがいらっしゃるのかなと思いますので、説明の中で、入れていただけると分かりやすいかなと思います。

【会長】 貴重な意見をありがとうございます。

【委員】 今の補足なんですけれども、恐らく話をしたようなことを、学童保育も出てくるんじゃないかなと思うんですね。市民センターの関係も出てきますけど、学童保育は、この学校運営協議会の中での一つの議論になると思いますので、そこも含めて、学校の配置が決まった後に、皆さん方にもう一度再検討するということの説明をしていったほうがいいんじゃないかなというふ

うに思います。

**【会長】** 学童保育というのは、教育委員会の所管じゃないです。だけれども、もう実際に学校に設置されているわけですので、今の委員からの御意見は、来年度になるかと思いますよね。再編案を大体こうできてきたところで、学童のことも検討していきますよと、そういう方向でいいんじゃないかというようなことです。いかがですか。そのことについての御意見は。

では、そういう方向で、まだ先になってしまいますが、検討していくというふうなことをまた地区で説明するというようなこともしていったらどうかと思いますので。

そのほかによろしいですか。

**【委員】** 教育のほうではないと思うんですけど、地域の方にこのお話をしたときに、必ず自治会がどうの、御近所がどうの、地区割がどうのという話が必ず出るかと思うので、その辺は、自分的にはもうその辺は考えたら切りがない話だと思っていますので、ただ、絶対に出る話かと思いますので、そういう形のことが出たときに、どういうふうにこちら側として対応でお答えするのがいいのかという、答えではないんですけど、方向性を持っているほうがいいのかなとは思います。

**【会長】** そのとおりですよね。関連性として、できない。それは各地区に出て御意見を頂くときには、そういうことですね。それを受け、私どもで秋口から順々に再編案についてもっと詰めていきますね。その辺りで、地区からの御意見をまた参考にしながら検討していくんですよね。その際に基本的な方針としてはどうしたらいいかということは、ちゃんとしておかないといかんということですよね。それについては。

**【委員】** 先の話なんで、そういうふうなことが必ずあるのではないかという話だけなので、はい、大丈夫です。

**【会長】** よろしいですか。

**【事務局(教育総務課主査)】** 方向性に関しては、まずは学校運営協議会委員さんということで、まず学校のことを第一に考えていただいていることは存じますが、確かに自治会長さんなども入っていますので、そういう視点が入ってくるとは考えております。

まずは子どもたち、児童・生徒のためというところを第一に御説明させていただきまして、昨年行ったアンケート、地域を含めたアンケートの中で、学校はどういった施設があるかという分野に関して、やはり子どもたちの施設であるところ、その次に防災の拠点になるような場所、その後に地域という流れでしたので、まずは何を皆さんが一番に考えているのかというところを重点的に御説明させていただきたいと考えております。

**【会長】** ありがとうございました。また検討していく中で、もしそういうことでかなり強力なものが出てきたらまた検討するとして、基本的には、地区ではなく、自治会関係ではなく、子どもファーストで進めていくというようなことで、私どもは議論を進めていくと、そうしたいと思う

んですけど、この辺りはいかがですか。よろしいですか。

では、そういうふうなことを審議会として進めていくということでよろしくお願ひします。ほかにございますか。

**【委員】** 資料をいろいろ見させていただいて、人口推移を予測しながらのこの分析というのは、確かに根拠があることだと思うので、すごくよくまとめていらっしゃるなと思いました。

ただ、考えていくスパンがやっぱり30年ぐらいの単位になっていらっしゃいますよね。その長いスパンを考えられるのであれば、いろいろ御意見が出た中で、例えば小学校、中学校が一体化していくという御意見が出ているのであれば、従来的な考え方で言うと、年齢に応じた教育で今までずっと流れてきましたけれども、今とても多様化していて、子どもたちの中でも、何かの分野については、とても突出して才能があるとか、そういうものがあったときに、飛び級というんですか、小学校の低学年であったとしても、何かの分野においては、ちょっと上の学年へという制度の採用の検討があっても良いのでは、かえってそのほうが子どもの将来のためになるよう思います。

縦割り行政的な感じではなく、フレキシブルな教育方針。それは教育委員会のもっと上の人たちが考えられることなのかもしれません、そういう事を採用していくと、例えば、先ほど委員がおっしゃった、地域にすごくこだわる住民の方もいらっしゃるではという御意見も、これから人口が減って青梅市としても移住してくる方たちを招こうという形になったときに、地域という概念というよりは、自分たちの子どもが青梅に来たらどんな教育が受けられるんだろうかと、ほかの地域では得られない教育方針や特色があるのであれば、青梅に移住してきて住んでみたいなど、子育て世帯の人口が増えていく仕組みも併せて考えて、学校づくりというものをやるものいいのではないかなと思っております。

**【会長】** ありがとうございます。

**【委員】** この全体の再編イメージ図を見て、やはりこの6番目、7番目、これが非常にやはり広いんですよね、場所がね。交通機関がほとんどない。JRは通っているんですけど、何回も前から話したことがあると思うんですけど、雪が降りそうだと言えば電車は止まるんです。バスは走っていない。吉野街道は確かにバスは通っていますけど、こういったもののときに、例えばスクールバス、または青梅はコミュニティバスですね、そういうものが1本もない。御岳山から来る子もいる、そういう話をしていると思いますけど、そういう交通機関、そういうものはどういう形で考えているのか。なかなかバスもない中で、結構厳しいものがあると思います。

この地図を見ると、もう約4分の3は、6番、7番目ぐらい。成木地区もバスは通っていますけど、数は多分少ないと思うんですよね。その辺のところを具体的にやはり出していかないと、先ほど言われたように、地元がなかなか納得しないですよね。というのが意見です。

【会長】 まず、委員の御発言の内容について、ちょっと私も一応確認ですけど、先ほども交通機関の話をしていましたけど、再編が大体できてきたところで、次に私どもで今度は検討していくのは、どういう配慮をしていくかと。私どもの仕事の中身で、所掌事項の中に、施設設備とか、またはそういうその通学手段だとか、そういうふうなことも入っているのだろうと思います。

したがいまして、これから先、検討していくときからでいいんですけど、来年に限らないんだけども、そういうものを出して、答申の中に、ここの地区については、こういうことで特に配慮が必要だろうというふうなことで入れていくことになるんじゃないかなと思います。

【委員】 はい。

【会長】 それから、先程の委員の御質問で、中身としては本当にそうだなと思うんですけど、教育委員会がフレキシブルな計画がしやすいような、少なくともハードウェアの面で学校再建を考えていきましょうというようなことですよね。

【委員】 ハードウェアの、施設を造るという観点でしたら、その施設がどういうふうに使われていくのが、長く施設を維持することに繋がるかというのも併せて、建設するほうもいいと思うんですよ。

圏央道とか新しいインフラができて、そこが栄えていくという現状がある中では、人口的な推移とか、プラスの未来を描くことというのは割と簡単だと思うんですけど、先ほど委員がおっしゃられたように、過疎のところについてのフォローというのを考えると、とても悩ましいことがたくさんあるかと思うんです。

どうしても国とか公の組織になると、これをなかなか打破していきにくい分野ではあるかと思います。例えば、都会のほうの学校と田舎の地政学的なところを背景にして存在している学校とで、何かコラボレーションみたいな形を構築するなどして、人口がすごく少ないのでこういう施設を造って、その人たちだけでそれを維持しようとすると、財政的にも負担というのが大きく、青梅市以外の学校と何か連携するとか。あと、学校というくくりだけじゃなく、一般の人たちも呼び込むようなことを巻き込んだ形を取ったりして、新しい教育環境をアイデアとして入れていくというのはどうでしょうか。

なかなかそれをどういうふうに実現していくかというのは課題にはなるかと思いますけれど、例えば、私たちが小学校、中学校とかだったら、臨海学校とか林間学校とか、ふだんできないような教育環境をそういう場所に行って体験するなど。それを青梅市は提供できますよとか、あと例えば給食みたいなもので、青梅市の地産地消のその食材を使って子どもたちに健康的な食事を提供していますとか。それが地域の人の食堂みたいな感じになったりとかして、ハイキングに来るような人たちとかもそこを何か使えるとか、何か市としても税金のかけがいのある施設というのと絡めていくことで魅力のある教育環境をつくっていくことができないかとか、ちょっと夢み

たいなことですけれども、考えてしまいます。

**【会長】** 多分おっしゃることを皆さんも同じ気持ちになっていたかと思うんですけど、私ども2年後の答申をしていき、そして学校をいよいよ再編したり、もしくは校舎を建て替えなきやならないわけですよね。それは教育委員会のほうで、こういう教育をやりたいからということで、それに見合った施設、設備にたぶんしていくんだと思います。

そういう意味で、基本的なこういうふうなことについての議論は、教育委員会、申し訳ないんですけど、ここではなくて、別になると思いますけれども、先ほど繰り返していますように、私どもは教育がしやすいような施設設備についても答申をまた入れていくことができるんだと思いますので、また答申案を考えるときに、そういうふうなこともお出ししていくことができるような可能性がある施設をまた願いますみたいなそんな感じになるんでしょうかね。そういうふうなことで入っていけるとは思います。また、そのときには、今のまた繰り返しになりますけど、言つていただくというような形でどうでしょうかね。

**【委員】** とても魅力のある場所だと思います。都心からも近いと言えば近いですし、これだけ自然があって、あとアーティストさんもたくさん住んでいらっしゃる。織物とか染色とか、今までのその事業の中のカリキュラムにはない知識とか体験みたいなものを提供できる土壌が、何かたくさんある。そこを眠らせておくのももったいないかなと思ったりします。

私は、もともと青梅で育っている人間じゃないので、余計に、そういう視点で見てしまいます。その地勢的な有利な点をすごく生かしていかれるといいと思っております。

**【会長】** 貴重な意見をありがとうございました。また、しかるべきときに、ぜひ今のようなことのアイデアをいろいろと出していただければと思います。ほかはよろしいでしょうか。それでは、その他について終わります。事務局から何かありますか。

**【事務局(教育総務課長)】** 事務局からは特にありません。

**【会長】** この場でまだよく分からることなど、あったかもしれないんですけど、そういうことについて、遠慮なく、ありましたら、この会議終了後、本日でも結構ですけども、事務局の教育総務課までお知らせください。

---

## 日程第6 閉会

**【会長】** それでは、本日の審議会についてはこれにて閉会とします。

次回の8月の審議会では、西部・中央部・北部地区の再編案の検討を行うこととなります。また、事務局より事前に資料が配られると思いますので、皆様、お目通しいただき、会議に参加していただければと存じます。長時間にわたりお疲れさまでございました。ありがとうございます。